

「開示要件(第3の柱)の見直し」 に関する市中協議文書公表

2014年7月

金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル委が公表した市中協議文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。バーゼル委へのコメントを検討される際には、必ず市中協議文書(原文)に当たってご確認ください。また、当資料の無断転載・引用は固くお断り致します。



目次

1. 「第3の柱」の見直しの経緯

2. 「第3の柱」の見直しの概要

- ① 開示内容の標準化
- ② 開示頻度・適時性の向上
- ③ 会計上の情報との関連性の明確化
- ④ その他(開示情報の信頼性の確保)

参考1:「第3の柱」の見直しに関するガイドライン原則

参考2:EDTF提案との比較

別添:開示雛型の一覧



1. 「第3の柱」の見直しの経緯

- 銀行のリスク状況の適時な情報開示を通じて市場規律を担保するバーゼル規制「第3の柱」が、金融危機時に、その機能を十分に発揮できなかったとの問題意識が発端。
- 特に、現行の「第3の柱」に基づく開示（規制上の開示）に対して、以下の点が指摘された。
 - ① 銀行毎に開示フォーマットが異なるため、銀行間の比較可能性を欠く。
 - ② 開示の頻度・適時性に関する問題。
 - ③ 規制上の開示情報と、会計上の情報が混然一体となっており、識別が困難（リスク・アセット（RWA）の計測過程や変動要因も不透明）。
- これを受け、バーゼル委は規制上の開示の強化・改善に向けた見直しを実施。今般、市中協議文書を公表。

2. 「第3の柱」の見直しの概要

- 規制上の開示に関する見直し作業は、2段階に分けて実施。第1段階である今回の市中協議では、現行の規則文書の開示要件を改訂。第2段階では、バーゼル委が現在策定または改訂中の基準に係る開示要件に取り組む予定。
- 市中協議文書へのコメント期限は10月10日。
- 今回の市中協議文書は、国際的に活動する銀行が対象。
- 適用実施時期は、「2016年4月以降の報告対象期間に係る開示」を提案。本邦では、2016年度第1四半期決算。
- 今回の見直しの主な内容は以下の通り。
 - ① 開示雛型の活用による開示内容の標準化。
 - ② 開示頻度・適時性の向上。
 - ③ 規制上の開示情報と会計上の情報との関連性の明確化(また、RWAに係る透明性向上のための開示要件等を一部追加)。

2. ① 開示内容の標準化

- 現行の規則文書（Part 4: The Third Pillar - Market Discipline）では、規制上の開示要件を主に叙述的に規定。
- 銀行間で開示内容にバラツキがあり、比較可能性に欠くとの批判を受けて、市中協議文書では、以下の項目別に計47個の開示雛型を提示（詳細は別添参照）。

- ① リスク管理・所要自己資本に係る概要
- ② 財務諸表と規制上のエクスポージャーの関連性
- ③ 信用リスク
- ④ カウンターパーティー信用リスク
- ⑤ 証券化
- ⑥ 市場リスク

* オペリスク、銀行勘定の金利リスクについては変更なし。

- 開示雛型は、対象情報の重要性に応じて、「指定様式：概ね雛型に則った開示が要求されるもの（計19）」と、「任意様式：雛型と同旨の情報が含まれていれば開示形式につき一定の裁量が認められるもの（計28）」に区分される。

2. ② 開示頻度・適時性の向上

- 現行の規則文書では；
 - A) 開示の頻度は、原則として半期ベース（年2回）。但し、自己資本比率等の主たる指標は四半期ベース。
 - B) 公表のタイミングは、「実務上可能な範囲で速やかに」と規定。
- 市中協議文書では以下の通り、提案。
 - A) 頻度（詳細は別添参照）
 - 自己資本比率等の主たる指標を含め、その算出の基礎となる定量情報等は四半期ベース。（計16）
 - 主に、銀行のリスク管理等に係る定性的な情報等、短期で重要な変更が見込まれない項目等に関しては、年度毎。（計15）
 - 上記以外については、財務諸表と同頻度。（計16）
 - B) 公表のタイミング
 - 原則として、対象報告期間の財務諸表と同時点の公表を要求。



2. ③ 会計上の情報との関連性の明確化

■ 会計上の情報との明確な峻別

- 現行の規則文書では、開示(公表)手段が各銀行の裁量に委ねられており、規制上の開示情報が、アニュアル・レポート内に散りばめられ記載されているケースも存在。
- 市中協議文書は、規制上の開示内容を、財務諸表やアニュアル・レポート等の会計情報から明確に区別することを要求。
- 但し、任意様式の対象となる開示項目に限り、相互参照(サイン・ポストイング)を容認。

■ RWAに係る透明性の向上

- バランスシート上の各勘定残高と、資本規制上のエクスポージャー・RWAとの対応関係を示す開示を新たに要求。
- このほか、信用RWAや市場RWAの期中の変動・推移に係る要因別の内訳開示も今回新たに要求。



2. ④ その他(開示情報の信頼性確保)

- 今回の見直しでは、規制上の開示情報に係る信頼性の確保も検討の対象。
- 市中協議文書では、銀行による規制上の開示情報の作成工程が、他の財務情報(MD&Aなど)作成と同水準の内部レビューおよび内部統制プロセスの対象とされることが要求される。
- また、取締役会等において承認された規制上の開示に係る正式な開示方針を定めることが求められる。



参考1:「第3の柱」の見直しに関するガイドライン原則

- 「第3の柱」の見直しにあたり、バーゼル委は、以下の通り、5つのガイドライン原則を策定。
 1. 開示が明確であること。
 2. 開示が包括的であること。
 3. 開示が利用者にとって有用なものであること。
 4. 開示が各期間を通じて一貫性を有していること。
 5. 開示が銀行間で比較可能であること。



参考2:EDTF提案との比較

- バーゼル委は「第3の柱」の見直しを行うにあたり、FSB傘下のEDTF(Enhanced Disclosure Task Force)による開示に関する政策提言も勘案。
- 市中協議文書のAnnexに、今回の提案と、EDTF提案を比較する表を、参考情報として添付。
- 主に規制上の開示要件に基づく開示内容の標準化等を目的とした今回の提案と、会計情報等も含む幅広い開示を対象とし民間に一定の裁量を委ねるEDTF提案との間では、目的や対象範囲の違い等から、重複する部分は限定的とされている。